

千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、健全で活力ある市街地の整備を通じて都市の再生を図ることにより、本市における都市の構造と環境を経済社会の変化に対応し、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築し、もって公共の福祉に寄与するため、都市再生推進事業制度要綱（平成12年3月24日付け建設省経宅発第37-2号、建設省都計発第35-2号、建設省住街発第23号。以下「制度要綱」という。）に規定する都市再生総合整備事業（総合整備型）（以下「都市総事業」という。）を実施する者に対し、当該事業に要する費用について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、制度要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 コーディネート、整備計画の策定、特定地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備、特定地区内における面的整備事業等を実施するに際して支障となる既存施設の除却又は移転をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を実施する地方公共団体又は公団以外の者をいう。

(補助対象費用及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる費用及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、補助事業着手の前までに千葉県都市再生総合整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、費用の配分又は遂行計画の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業が完了した場合において、機械器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、市長の承認を得て当該補助事業の完了後これと同種の他の事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に第3条に規定する補助率を乗じて得た金額を返還すること。
- (5) 補助事業者は、補助事業についての経理を明らかにする調書を作成しておくこと。

(変更交付申請)

第6条 前条第1号に規定する変更で、補助金の額の変更が生じる場合は、千葉県都市再生総合整備事業補助金変更交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉県都市再生総合整備事業補助金交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(変更等の承認申請書等)

第8条 第5条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県都市再生総合整備事業補助事業変更承認申請書(様式第4号)又は千葉県都市再生総合整備事業補助事業廃止(中止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は前条の補助金交付決定通知に記載された期日までに補助事業が完了しない場合においては、速やかに千葉県都市再生総合整備事業補助事業完了期日変更申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 第5条第4号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市都市再生総合整備事業完了に伴う残存物件の継続使用承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前各号の申請があったときは、当該申請の内容等を審査し、速やかに補助事業者へ回答するものとする。

（状況報告）

第9条 規則第10条の規定による状況報告は、毎回会計年度の各四半期（第4四半期は1月及び2月とする。以下同じ。）ごとに、各四半期の末日現在の状況を、当該四半期終了後5日以内に、千葉市都市再生総合整備事業状況報告書（様式第8号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の報告のほか、補助事業者は、第2四半期及び第4四半期においては、当該四半期の末日現在見込み状況を、当該四半期の末月の8日までに、千葉市都市再生総合整備事業状況報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、当該会計年度内かつ補助事業完了後、速やかに千葉市都市再生総合整備事業実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第12条後段の規定により報告しようとするときは、千葉市都市再生総合整備事業年度終了実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市都市再生総合整備事業補助金額確定通知書（様式第11号）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市都市再生総合整備事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市都市再生総合整備事業補

助金一括（分割）事前交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第13条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉県都市再生総合整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）によるものとする。

（返還命令等）

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県都市再生総合整備事業補助金返還命令書（様式第15号）によるものとする。

2 第5条第4号の規定による返還は、千葉県都市再生総合整備事業補助金納付命令書（様式第16号）によるものとする。

（事務費の使途協議）

第15条 第3条の規定による補助金の交付の対象となる費用のうち事務費を必要とするときは、市長が定める期日までに協議しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

千葉県都市再生総合整備事業補助金交付申請書

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年度千葉県都市再生総合整備事業補助金の交付を受けたいので千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 特定地区の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 交付申請額 円
4. 交付申請額の算出基礎、補助事業の費用の配分、費用の使用方法等
(別紙 1～別紙 4 のとおり)
5. 遂行に関する計画
6. 交付を受けたい時期 年 月 日
7. 補助事業の着手予定年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日
8. 添付書類 1) 補助事業の費用のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
2) 補助事業の効果
3) 交付申請額の算出基礎となる設計書等

様式第2号

年 月 日

千葉県都市再生総合整備事業補助金変更交付申請書

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助事業について変更交付を受けたいので、千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 特定地区の名称

2. 変更する内容 変更前
変更後

3. 変更の理由

4. 変更交付申請額 円（変更内訳別紙5のとおり）

5. 変更交付申請額の算出基礎、変更後の補助事業の費用の配分、費用の使用
方法（別紙1～別紙4を準用すること）

6. 変更後の遂行に関する計画

7. 変更後の交付を受けたい時期 年 月 日

8. 変更後の補助事業の着手予定年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日

9. 添付書類 1) 変更後の補助事業の費用のうち補助金によってまかなわれる
部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
2) 変更後の補助事業の効果
3) 変更交付申請額の算出基礎となる設計書等

様式第3号

千葉市指令 第 号

様

千葉市都市再生総合整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度千葉市都市再生総合整備事業補助金については、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第7条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長 印

記

1. 特定地区の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助金の交付決定額 円
4. 補助事業の着手予定年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日
5. 補助金交付予定時期 年 月 日
6. 交付条件
 - (1) 補助事業の内容、費用の配分又は遂行計画の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助事業が完了した場合において、機械器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、市長の承認を得て当該補助事業の完了後これと同種の他の事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に第3条に規定する補助率を乗じて得た金額を返還すること。
 - (5) 補助事業者は、補助事業についての経理を明らかにする調書を作成しておくこと。

様式第4号

年 月 日

千葉県都市再生総合整備事業補助事業変更承認申請書

千葉県長 様

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助事業を次のとおり変更したいので承認されますよう千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1. 変更する内容 変更前
変更後
2. 変更の理由
3. 変更予定年月日 年 月 日
4. 添付書類 1)千葉県都市再生総合整備事業補助金交付申請書の写
2)千葉県都市再生総合整備事業補助金交付決定書の写
3)遂行に関する計画
4)その他

様式第5号

年 月 日

千葉県都市再生総合整備事業補助事業廃止（中止）承認申請書

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助事業を次のとおり廃止（中止）をしたいので、千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1. 廃止（中止）の内容
2. 廃止（中止）の理由
3. 廃止（中止）の補助金額（別紙6のとおり）
3. 添付書類 1)千葉県都市再生総合整備事業補助金交付申請書の写
2)千葉県都市再生総合整備事業補助金交付決定書の写
3)遂行に関する計画
4)その他

様式第6号

年 月 日

千葉県都市再生総合整備事業補助事業完了期日変更申請書

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた 年度補助事業について、同通知に記載された完了期日は下記事由により完了が困難となったので、千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

記

- 1. 交付決定通知に記載された事業の完了期日
- 2. 変更すべき事業の完了予定期日
- 3. 変更の理由
- 4. 事業の実施状況表（別表のとおり）
- 5. 遂行に関する計画
- 6. 添付書類 1)補助事業の進捗状況を把握できる資料
2)その他

(別表)

箇所名	事業費	契約済 事業費	契 約 年月日	契約工期	当初の完了期日ま での予定出来高	備 考

様式第7号

年 月 日

千葉県都市再生総合整備事業完了に伴う残存物件の継続使用承認申請書

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定の通知を受けた 年度補助事業について、事業の完了に伴い生じた下記の残存物を 年度の事業（ ）に使用したいので、千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により申請します。

記

事業年度	事業区分	品目	製造番号等 商標名型式	単位	員数	単価	取得価格	取得年月	経過年(月)数	耐用年数	残存率	残存価格	使用期間の予定	摘要

(注) () 内には事業を記載すること。

様式第8号

年 月 日

千葉県都市再生総合整備事業状況報告書

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助事業の 年 月 日現在の遂行状況について、千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり報告します。

記

1. 補助事業の着手年月日 年 月 日
及び完了予定年月日 年 月 日
2. 事業遂行状況報告書（別紙7のとおり）
3. 添付書類 1)経過及び内容を証する書類等
2)その他

様式第9号

年 月 日

千葉県都市再生総合整備事業実績報告書

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助事業の実績について、千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------------|----------------------|---|
| 1. 補助事業の着手年月日 | 年 月 日 | |
| 及び完了年月日 | 年 月 日 | |
| 2. 補助金の交付決定額 | | 円 |
| 3. 補助金の既交付額 | 年 月 日交付 | 円 |
| | 年 月 日交付 | 円 |
| | 計 | 円 |
| 4. 補助事業の費用精算額 | | 円 |
| 5. 添付書類 | 1)補助金精算調書等（別紙8のとおり） | |
| | 2)収支決算書の写 | |
| | 3)請負契約書の写 | |
| | 4)補助事業の経過及び成果を証する証明等 | |
| | 5)その他 | |

様式第10号

年 月 日

千葉県都市再生総合整備事業年度終了実績報告書

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助事業の実績について、千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------------|------------------------|---|
| 1. 補助事業の着手年月日 | 年 月 日 | |
| 及び完了年月日 | 年 月 日 | |
| 2. 補助金の交付決定額 | | 円 |
| 3. 補助金の既交付額 | 年 月 日交付 | 円 |
| | 年 月 日交付 | 円 |
| | 計 | 円 |
| 4. 補助事業の経費精算額 | | 円 |
| 5. 添付書類 | 1) 国庫補助金受入調書 (別紙9のとおり) | |
| | 2) 収支決算書の写 | |
| | 3) 請負契約書の写 | |
| | 4) 補助事業の経過及び成果を証する証明等 | |
| | 5) その他 | |

様式第 1 1 号

千葉市達 第 号

様

千葉市都市再生総合整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市都市再生総合整備事業 {実績・年度終了実績} 報告書により、 年度千葉市都市再生総合整備事業補助金額を次のとおり 確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

1. 補助金の交付決定額 円
2. 補助事業の費用精算額 円
3. 補助率
4. 補助金の確定額 円
5. その他記載事項

様式第 1 2 号

年 月 日

千葉県都市再生総合整備事業補助金交付請求書

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉県達 第 号で千葉県都市再生総合整備事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により次のとおり請求します。

記

- | | | | | |
|-------------|-----------------------------|---|-----|---|
| 1. 補助金の確定額 | | | | 円 |
| 2. 補助金の既交付額 | 年 | 月 | 日交付 | 円 |
| | 年 | 月 | 日交付 | 円 |
| | | | 計 | 円 |
| 3. 交付請求額 | | | | 円 |
| 4. 添付書類 | 1) 千葉県都市再生総合整備事業補助金額確定通知書の写 | | | |
| | 2) その他 | | | |

様式第13号

年 月 日

千葉県都市再生総合整備事業補助金一括（分割）事前交付請求書

千葉市長 様

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により請求します。

記

1. 補助金の交付決定額				円
2. 補助金の既交付額	年	月	日交付	円
	年	月	日交付	円
			計	円

3. 今回交付を受ける理由

4. 今回の交付請求額 円

5. 添付書類

- 1) 千葉県都市再生総合整備事業補助金交付決定通知書の写
- 2) 事前交付を証する証明等
- 3) その他

様式第14号

千葉市達 第 号

様

千葉市都市再生総合整備事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市 {指令・達} 第 号により通知した千葉市都市再生総合整備事業補助金 {交付決定の全部 (一部) ・額の確定} を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

1. 補助金の交付決定額 円
2. 取消額 円
3. 取消後の交付決定額 円
4. 取消の理由
5. 取消した補助事業の内容

様式第15号

千葉市達 第 号
様

千葉市都市再生総合整備事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条の規定により次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長 印

記

- | | | | | |
|--------------|---|---|-----|---|
| 1. 補助金の交付決定額 | | | 円 | |
| 2. 補助金の既交付額 | 年 | 月 | 日交付 | 円 |
| | 年 | 月 | 日交付 | 円 |
| | | | 計 | 円 |
| 3. 補助金の交付確定額 | | | 円 | |
| 4. 返還すべき金額 | | | 円 | |
| 5. 返還期限 | 年 | 月 | 日まで | |
| 6. 返還を命ずる理由 | | | | |
| 7. 返還方法 | | | | |

様式第 16 号

千葉市達 第 号
様

千葉市都市再生総合整備事業補助金納付命令書

千葉市都市再生総合整備事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により次の
とおり納付を命ずる。

年 月 日

千葉市長 印

記

1. 補助金の交付決定額 円
2. 補助金の既交付額 年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
計 円
3. 補助金の交付確定額 円
4. 納付すべき金額 円
5. 納付期限 年 月 日まで
6. 納付を命ずる理由
7. 納付方法

別紙1（調査・コーディネート）

1. 交付申請額の算出基礎及び費用の配分等

	事業費 (A)	補助事業に 要する費用 (B)	補助 率 (C)	補助事業者の 費用 (間接補助) (D)= (B)×(C)	費用 使用 方法
整備計画策定費			2/3		
コーディネート費			2/3		
事務費					
計					

(注1) 補助事業者の費用（間接補助）≧交付申請額であること。

(注2) 事務費は千葉県都市再生総合整備事業補助金交付要綱第15条に基づき使途協議した額を記載すること。

2. 全体費用の計画

	全体計画	前年度まで	前年度	当該年度	次年度	次年度以降
事業費	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)

3. 添付図面

図書種別	縮尺	摘要
位置図	1/25,000以上	都市計画総括図等に特定地区の区域を表示

別紙2（地域生活基盤施設及び高質空間形成施設）

1. 交付申請額の算出基礎及び費用の配分等

	事業費 (A)	補助事業に 要する費用 (B)	補助 率 (C)	補助事業者の 費用 (間接補助) (D)= (B)×(C)	費用 使用 方法
設計費			2/3		
工事費			2/3		
事務費					
施設整備費					
計					

（注1）補助事業者の費用（間接補助）≧交付申請額であること。

（注2）施設整備費は工事費＋それに係る事務費であること。

（注3）当該補助事業は、1特定地区当たりの限度額があることから、記載にあたっては、事前に千葉市へ確認をすること。

（注4）事務費は千葉市都市再生総合整備事業補助金交付要綱第15条に基づき使途協議した額を記載すること。

2. 全体費用の計画

	全体計画	前年度まで	前年度	当該年度	次年度	次年度以降
事業費	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)

3. 添付図面

図書種別	縮尺	摘要
位置図	1/25,000以上	都市計画総括図等に特定地区の区域を表示

別紙3（高次都市施設）

1. 交付申請額の算出基礎及び費用の配分等

	事業費 (A)	補助事業に 要する費用 (B)	補助 率 (C)	補助事業者の 費用 (間接補助) (D)= (B)×(C)	費用の 使用 方法
施設名					
設計費			2/3		
工事費			2/3		
事務費					
施設整備費					
計					

(注1) 施設名の欄は、各施設毎に記載すること。

(注2) 補助事業者の費用（間接補助）≧交付申請額であること。

(注3) 施設整備費は工事費＋それに係る事務費であること。

(注4) 当該補助事業は、1 特定地区当たりの限度額があることから、記載にあたっては、事前に千葉市へ確認をすること。

(注5) 事務費は千葉市都市再生総合整備事業補助金交付要綱第15条に基づき使途協議した額を記載すること。

2. 全体費用の計画（施設別内訳）

（単位：千円）

施設名	全体計画	前年度まで	前年度	当該年度	次年度	次年度以降
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
計						

3. 添付図面

図書種別	縮尺	摘要
位置図	1/25,000以上	都市計画総括図等に特定地区の区域を表示
補助対象施設 計画図	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none">・事業の区域を赤線で表示すること・当該年度に整備する補助対象施設についてその施設名、位置、規模、構造等を表示する。 なお、表示は簡潔なものとし、補助対象施設計画図は原則として1枚とする。

別紙4（既存施設の除却、移転）

1. 交付申請額の算出基礎及び費用の配分等

	事業費 (A)	補助事業に 要する費用 (B)	補助 率 (C)	補助事業者の 費用 (間接補助) (D)= (B)×(C)	費用の 使用 方法
施設名					
除却移転費			2/3		
事務費					
計					

（注1）施設名の欄は、各施設毎に記載すること。

（注2）補助事業者の費用（間接補助）≧交付申請額であること。

（注3）事務費は千葉市都市再生総合整備事業補助金交付要綱第15条に基づき使途協議した額を記載すること。

2. 全体費用の計画（施設別内訳）

（単位：千円）

施設名	全体計画	前年度まで	前年度	当該年度	次年度	次年度以降
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
計						

3. 添付図面

図書種別	縮尺	摘要
位置図	1/25,000以上	都市計画総括図等に特定地区の区域を表示
補助対象施設 計画図	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の区域を赤線で表示すること ・当該年度に除却、移転する補助対象施設についてその施設名、位置、規模、構造等を表示する。なお、表示は簡潔なものとし、補助対象施設計画図は原則として1枚とする。

別紙5

補助事業の費用の配分変更内訳書

(単位：千円)

種 別	補 助 事 業 に 要 す る 費 用		補 助 率	補 助 金 額		備 考
	金 額	増 減		金 額	増 減	
整備計画策定費						
コーディネート費						
地域生活基盤施設						
設計費						
工事費						
高質空間形成施設						
設計費						
工事費						
高次都市施設						
設計費						
工事費						
既存施設の除却、移転						
事 務 費						
計						

(注1) 金額欄には、上段に変更前の額を()書で記入し、下段には変更後の額を記入すること。また、減額の場合は、数値の前に△を付すこと。

(注2) 高次都市施設、既存施設の除却、移転については、施設毎に記載すること。

別紙6

廃止（中止）の補助金額内訳書

(単位：千円)

種 別	事業費	補 助 事 業 に 要 す る 費 用		補 助 率	補 助 金 額		備考
		補助申請額	廃止申請額		交付決定額	廃止申請額	
整備計画策定費							
コーディネート費							
地域生活基盤施設							
設計費							
工事費							
高質空間形成施設							
設計費							
工事費							
高次都市施設							
設計費							
工事費							
既存施設の除却、移転							
事 務 費							
計							

(注1) 高次都市施設、既存施設の除却、移転については、施設毎に記載すること。

別紙7

年度事業遂行状況報告書

年 月 日末現在

補助事業者名

調査・コーディネート		未着手	%
		調査中	%
		完了	%
※1)	(注1) 設 計	未着手	%
		調査中	%
		完了	%
	(注1) 工 事	未着手	%
		調査中	%
		完了	%
※1) 既存施設の除却、移転		未着手	%
		調査中	%
		完了	%

(注1) 地域生活基盤施設及び高質空間形成施設、高次都市施設について記入することとし、それぞれ毎に作成すること。また、高次都市施設、既存施設の除却、移転については、※1に施設名を併せて記入すること。

別紙 8

1. 精算総括表

(単位：円)

事業区分	事業費	補助金交付決定容			補助算金額			補助金受入済額	差引受入未済額又は超過額	備考
		補助事業に要する経費	補助率	補助金額	精算補助対象支払額	補助率	精算補助金額			
合計										

(注1) 事業区分欄は、補助事業別に記載すること。高次都市施設、既存施設の除却については、さらに施設名をわけること。

2. 種別精算内訳

		1 総支払額	2 補助対象外支払額	3 発生物件等控除額	4 差引補助対象支払額 1-(2+3)	5 過年度支払補助対象額	6 補助対象総支払額 4+5	備考
※ 1	設計費							
	工事費							
	事務費							
	計							

(注1) 補助事業別に作成すること。高次都市施設、既存施設の除却、移転については※1に施設名を併せて記入すること。

3. 支払内訳

	契 約			請負業者 等名	支 払		摘要
	種 別	年 月 日	金 額		年 月 日	金 額	
設計費							
工事費							
事務費							
計							

- (注1) 補助事業別に作成すること。高次都市施設、既存施設の除却、移転については※1に施設名を併せて記入すること。
- (注2) 事業施行者の契約ごと（契約の形式をとらないものも含める）に記入すること。
また、2以上の施行者が契約を一括して締結している場合にはその旨摘要欄に記入し、一括して記入すること。
- (注3) 種別の欄には、契約の内容を記入すること。

4. 発生物件等控除額調

品目	単位	員数	売却額又は評価額		補助対象 控除額	備考
			単位	金額（円）		

- (注1) 本表は事業施行者に係るものを記載すること。
- (注2) 売却額又は評価額欄には、売却した場合は売却額を、その他の場合は評価額を記載すること。

5. 補助金受入調書

補助金交付決定通知		補助金受入			
年月日	額（円）	年月日	金額（円）	累計（円）	摘要
計					

6. 残存物件調書

事業年度	事業区分	品目	商標製造名番型号式等	単位数	員数	単価	取得価格	取得年月	経過年(月)数	耐用年数	残存率	残存価格	摘要

- (注1) 事業区分欄は、補助事業別に記載すること。高次都市施設、既存施設の除却については、さらに施設名をわけること。
- (注2) 当該年度取得分と過年度より引継ぎ使用分に分けて残存するものについて記載すること。

7. 事業実施状況

種別	区分	計画	完了	着手年月日	完了年月日	備考
※1	設計費					
	工事費					

- (注1) 補助事業別に作成すること。高次都市施設、既存施設の除却、移転については※1に施設名を併せて記入すること。

別紙9

国庫補助金受入調書

(単位：円)

事業区分	事業費	補助金交付決定内容			補助算金額			補助金受入済額	事業進捗状況率(%)	翌年度繰越分補助金額	事業実施間		摘要
		補助事業に要する経費	補助率	補助金額	精算補助対象支払額	補助率	精算補助金額				着手年月日	完了予定年月日	
合計													

(注1) 事業区分欄は、補助事業別に記載すること。高次都市施設、既存施設の除却については、さらに施設名をわけること。

別表

費 用		補 助 率
1 整備計画の策定及びコーディネートに要する費用（事務費を含む。）		左欄に規定する費用の3分の2以内とする。
2 特定地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備に要する費用（事務費を含む。）		左欄に規定する費用の3分の2以内とする。ただし、左欄の施設区分のうちⅠ地域生活基盤施設及びⅡ高質空間形成施設に対する費用の合計額の1特定地区当たりの限度額は、国庫補助金交付要綱第2条の2の規定により算定される国庫補助金の限度額に2を乗じて得た額とする。
施設区分	交付対象施設及び交付対象費用	
Ⅰ 地域生活基盤施設	国庫補助金交付要綱別表のⅠ地域生活基盤施設の項に規定する補助金の交付対象施設及び交付対象費用とする（事務費を含む。）。	
Ⅱ 高質空間形成施設	国庫補助金交付要綱別表のⅡ高質空間形成施設の項に規定する補助金の交付対象施設及び交付対象費用とする（事務費を含む。）。	
Ⅲ 高次都市施設	国庫補助金交付要綱別表のⅢ高次都市施設の項に規定する補助金の交付対象施設及び交付対象費用とする（事務費を含む。）。	
3 特定地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用（事務費を含む。）		左欄に規定する費用の3分の2以内とする。

備考

- 「国庫補助金交付要綱」とは、都市再生推進事業費補助交付要綱（平成12年3月24日付け建設省経宅発第37-3号、建設省都計発第35-3号、建設省住街発第24号）をいう。
- 「事務費」とは、都市総事業に附帯する事務に要する費用をいい、都市再生総合整備事業等国庫補助金交付申請等要領（平成12年3月24日付け建設省経宅発第37-4号、建設省都計発第35-4号、建設省住街発第25号）第5第1項の規定により算定される額を限度とする。
- 国庫補助金交付要綱別表の（注）の規定は、この表の2の項において準用する。